

旭川市立明星中学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和5年4月 改定)

【目 次】

はじめに	… 1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	… 1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	… 4
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	
2 生徒が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	
4 いじめ防止の取組	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
(資料①) いじめ発見・見守りチェックシート	… 8
(資料②) 心と身体のチェックリスト	… 9
(資料③) 主な相談窓口	… 10
6 いじめへの対処	
7 いじめの解消	
8 いじめの重大事態への対応	
9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携	
(資料④) 早期発見・事案対処マニュアル	… 14
10 インターネットを通じて行われている いじめへの対処、保護者との連携	
11 学校いじめ防止プログラム	… 16

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

令和4年度、本校におけるいじめの認知件数は24件でした。発見のきっかけについては、「アンケート」「保護者からの担任への相談」等によるものでした。また、いじめの態様については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった行為が多くを占め、ほかには「SNSでのひぼう・中傷」「軽くたたかれたり、蹴られたりする」などの事案が見られました。これら認知した24件については、いじめの行為が止んでから相当期間経過し解消しているものや、いじめの行為は止んでいるが、令和4年度中に相当期間経過していないため解消となっていないものがありますが、いずれも継続して経過観察を行い、再発防止に取り組んでいるところです。

また、いじめアンケートにおいて「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という質問に対して、「そう思わない」または「わからない」と回答した生徒が年度末の2月調査では3名（1.0%）であり、ほとんどの生徒は「そう思う」と回答しています。「いじめ撲滅集会」など、本校がこれまで重視してきた生徒が主体となった取組等により、いじめは許されない行為であるという意識の醸成が図られたと考えます。

さらに、「友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがある」と回答した生徒は、5月調査では9名、2月調査では12名いて、当事者が意識していないようなささいな行為も気にかける「いじめを見逃さない意識」は高くなっています。しかしながら、思いやりに欠ける言動があることは事実であり、今後も望ましい人間関係の構築、思いやりの心や規範意識を醸成する取組の充実を図る必要があります。

これらのことから、今年度も生徒会による「いじめ撲滅集会」を中心とした生徒が主体となった取組や、学年または学級、部活動等における日常的な働きかけなど、教育活動全体を通じた取組をより一層推進することにより、いじめアンケートにおける「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という設問に対して、「そう思う」と回答する生徒を100%とすること、また、引き続き、積極的にいじめの認知を行うとともに、認知した事案については、解消率を100%とすることを今年度の指標として取り組むこととします。

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会が中心となって進めるとともに、「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定します。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 生徒が傍観者とならず、教師や保護者などへの報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

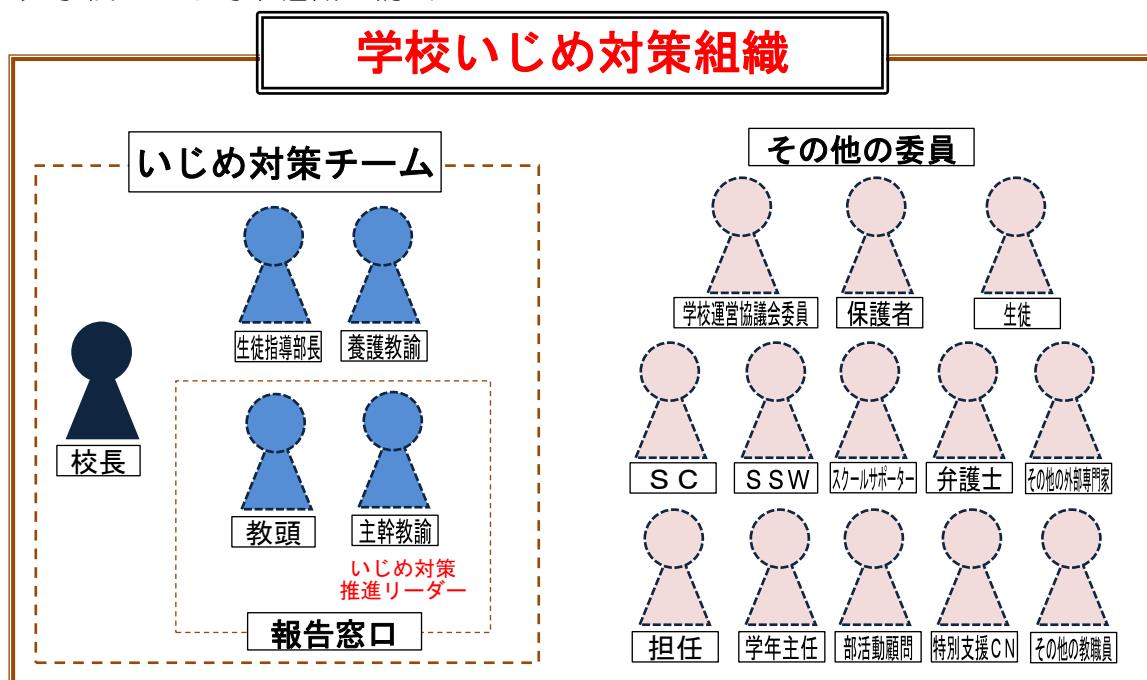
3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、いじめ対策推進リーダーが疑いのあるものも含め認知した事案を把握して組織的に対応することで、複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的にいじめの問題の解決を図ります。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（1）学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口の設置

イ) いじめ対策推進リーダーの位置付け

ウ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

オ) いじめが解消に至るまでの、被害生徒に対する支援や加害生徒に対する指導の体制、保護者との連携を含めた対処プランを策定するとともに、これらの対処の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 定例の学校いじめ対策組織会議を月1回以上開催

イ) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

ウ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

エ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルにより、計画的な点検・見直し

オ) 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容の記録・整理・保管

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校のいじめ対策について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。
- ③ 全学年で人権教育プログラムを実施します。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」【資料①】、「心と身体のチェックリスト」【資料②】の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口【資料③】について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

【資料①】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていることがある。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。 [] | [] |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかつたりする。 [] | [] |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。 [] | [] |

【資料②】

心と身体のチェックリスト

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でも、これをそのままにしておくのは、よくありません。

「心と身体のチェックリスト」を使って、自分の心と身体の状況を知りましょう。

学年 組

出席番号

回答項目					回答欄
1 心配でイライラして落ち着かない ※右の1~4の中から、1つ選択（以下同様）	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
2 気持ちがむしゃくしゃしている	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
3 時々、自分を傷つけたくなることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
4 すぐ、かっとするようになった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
5 だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
6 眠れなかったり、途中で目がさめてしまう	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
7 身体がだるく感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
8 腹痛や頭痛がすることが多い	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
9 ちょっとした音にびっくりする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
10 胸がドキドキしたり、苦しくなる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
11 泣きたい気持ちになることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
12 必要以上に心配することがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
13 ときどきこわい事を思い出す	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
14 何かよくないことが起こりそうで心配だ	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
15 楽しいことが楽しく思えない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
16 自分は価値のない人間だと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
17 すっかり疲れてしまった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
18 逃げ出したいような気がする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
19 希望がもてない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
20 自分の居場所がないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
21 本当の自分を理解されていないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
22 私を認めてくれる人はいないように思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
23 どんなにがんばっても意味がないと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
24 悩みを話せる友人がいない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる□	
つらいことや悲しいことがあることを相談できる相手	1. いない	2. 友人	3. 家族	4. 校長・教頭	5. 学級担任
25-① 手は誰ですか ※1~10の中から、1つだけ選んでください	6. 教科担任	7. 部活動顧問	8. 美護教諭	9. SC	10. その他
25-② 上で「10 その他」を選んだ人は、相談する人を具体的に書いてください (例)塾の先生、地域の知り合いの人					

今の気持ちを具体的に書いてみましょう

※相談したいことがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

【資料③】

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立明星中学校 TEL 26-0468

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
- ② 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会の指導・助言の下、各学校との緊密な連携を図ります。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ① いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、相当期間（目安として少なくとも3か月以上）止んでいる状態が継続していること。
- ② いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ② いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

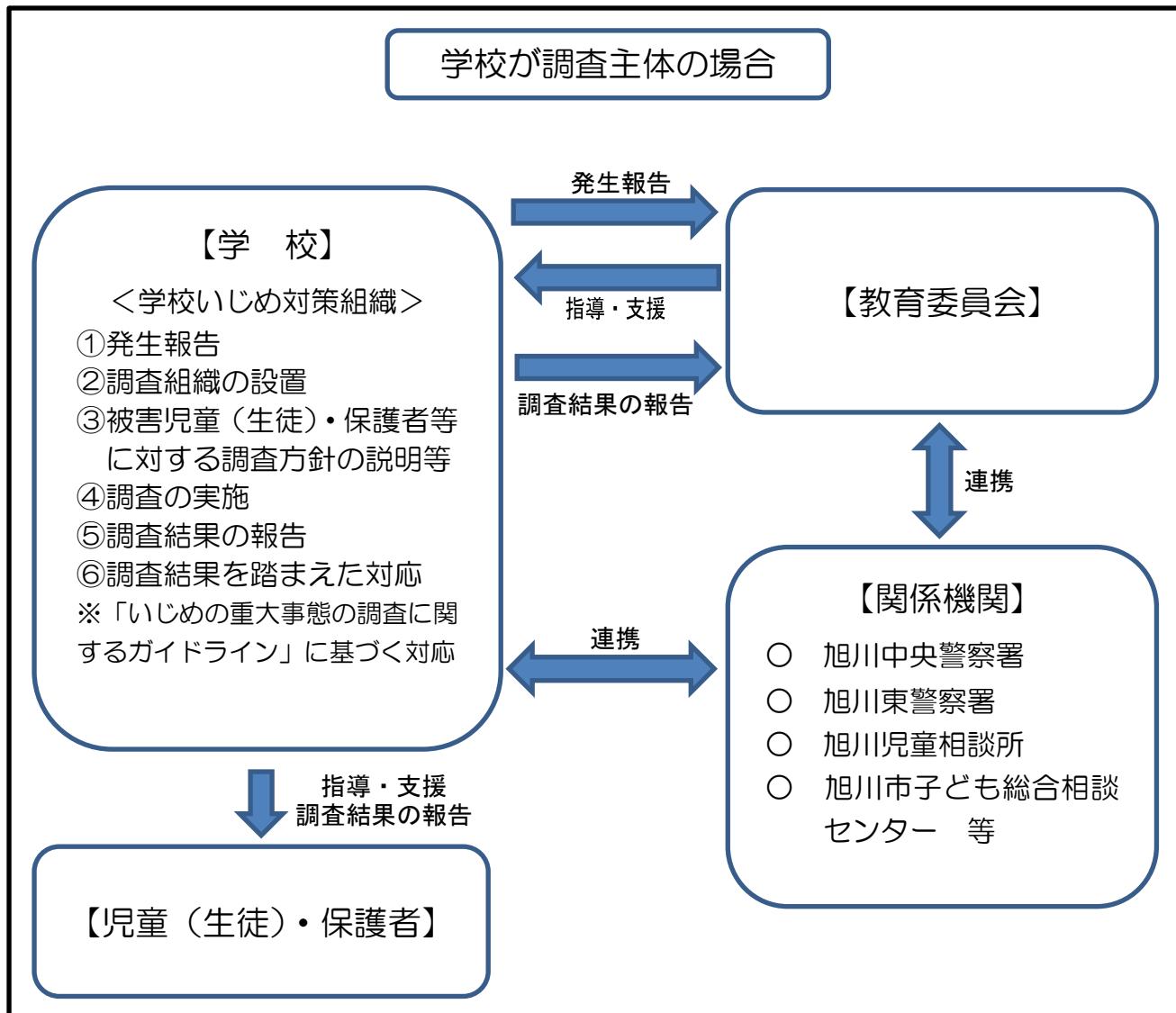
- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ① 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ② 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③ 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共に理解を図り、緊密に連携します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

【資料④】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当（いじめ対策推進リーダー）→ 校長・教頭

- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 事実関係の把握 | <input type="checkbox"/> いじめ認知の判断 |
| <input type="checkbox"/> 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定） | |
| <input type="checkbox"/> 全教職員による共通理解 | <input type="checkbox"/> SCや関係機関等との連携の検討 |

【いじめ対策組織による対処】

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> いじめを受けた生徒及び保護者への支援 | <input type="radio"/> いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言 |
| <input type="radio"/> 周囲の生徒への指導 | <input type="radio"/> SCなどによる心のケア |
| <input type="radio"/> 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携 | |

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせるの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくる大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|--|
| <input type="radio"/> 原因の詳細な分析
<input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認
<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 | <input type="radio"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実
<input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
<input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
<input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <input type="radio"/> 家庭、地域との連携強化
<input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
<input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
<input type="checkbox"/> 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
| <input type="radio"/> 学校体制の改善・充実
<input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善
<input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化
<input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | | |

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- (1) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学級いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事業への対応マニュアル等の確認・共通理解 ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○ふれあい活動の推進(通年) ○学校ネットパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の共有 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとう」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○学校評価(中間) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 ○校内研修(3) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケートや各種調査結果の活用 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全」 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。
		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 			<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり・学習規律、学習習慣 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども相談市長への手紙」 ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査、ストレスチェック① ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○メディア五箇条検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部6月研修会の参加 ○いじめ・非行防止強調月間 ○ヴィーナススピリット(いじめ防止基本方針生徒版)の作成・配付 ○ボランティア活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○事故防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生命(いのち)の安全」 ○いじめ撲滅ポスターの募集 ○いじめ撲滅標語の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○春の懇談会 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会① <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○地域へのメディア五箇条の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動について、市民委員会へ参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 ○事故防止教室への保護者の参加呼びかけ ○学校運営協議会② <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価について 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)理解研修② ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。
		<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価(年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた。学校いじめ防止基本方針等の見直し
		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談②(三者懇談) 			<ul style="list-style-type: none"> ○市教委いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心で随時開催する。
					<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談③ 	
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組 「いじめ」をテーマとした道徳 ○いじめ・非行防止強調月 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査、ストレスチェック② ○道教委いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研修会における取組の報告 ○生徒会役員小学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・3年生を励ます会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査、ストレスチェック③ ○薬物乱用防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業②
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会③ <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関する協議 ○薬物乱用防止教室への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等